

第3章 新「真岡市」誕生

1 新「真岡市」発足に向けた準備

(1) 条例規則等の整備

今回の合併で編入される二宮町においては、合併により法人格が消滅するため、従前効力を有していた条例、規則等は失効することとなる。

これに伴い、真岡市では、合併協議の事務事業の調整と連動し、制度の制定や改正のための検討・審査・調整等を進めた。

(2) 合併に伴う予算の引継ぎ

合併に伴い、二宮町の収支は、平成21年3月22日をもって打ち切りとなり、合併前日を持って出納閉鎖となった。出納整理期間がないことから、二宮町の平成20年度に属する未収金及び未払金は、真岡市が引き継いだ。また二宮町の歳入・歳出の決算についても合併前日をもって行った。

(3) 事務事業の調整

真岡市・二宮町の事務事業の調整については、約2,000項目の事業について、各分科会、専門部会等で調整資料を作成の上、幹事会を経て協議会において決定（報告）された。

(4) 事務組織・機構の整備

合併後の事務組織及び機構については、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編を行った。

(5) 啓発事業の実施

合併の状況等を住民に周知するため、次のとおり啓発事業を実施した。

ア 広報紙・ホームページによる周知

- ・合併協議会の広報紙（協議会だより・経過報告の発行、ホームページに掲載）
- ・両市町の広報紙・ホームページに掲載

イ 啓発広告物の掲示

- ・懸垂幕、横断幕